

令和 7 年 7 月 25 日

【照会先】

関東信越厚生局東京事務所

所 長 中村

指導課 西賀、川端

電話 03-6692-5126

関東信越厚生局東京事務所における個人情報を含む書類等の紛失について

この度、当局において次のとおり個人情報を含む書類等の紛失事案が発生しました。関係者の皆さまに深くお詫びするとともに、再発防止にしっかりと取り組んでまいります。

なお、現時点で個人情報の外部への漏えいは確認されておりません。

1. 事案の概要

令和 7 年 5 月 22 日に保険医療機関に対する新規個別指導の際に指導用資料として使用した書類（保険医療機関情報及び診療報酬明細書の写し（患者 10 名分））を紛失する事案が発生しました。

当該保険医療機関情報には、当該保険医療機関に所属する医師 2 名の個人情報（氏名、生年月日、性別、医籍等登録番号、医籍等登録年月日及び採用年月日）が、診療報酬明細書には、当該保険医療機関を受診した患者 10 名の個人情報（氏名、生年月日、性別、健康保険証の被保険者等記号・番号、傷病名、診療年月日及び診療報酬点数の算定項目）が記載されていました。

なお、本事案の発生について、当該保険医療機関に責はありません。

2. 本事案に関する対応状況

令和 7 年 5 月 23 日に当該書類が所在不明であることを覚知し、以降、当所所在の建物内や当該新規個別指導の関係者への探索を行ったが発見に至らなかったため、紛失したものと判断しました。

その後、診療報酬明細書の提供元の保険者、書類紛失の対象医療機関及び患者へ、順次、謝罪及び詳細説明を差し上げております。

3. 再発防止策

本事案においては、個人情報を含む書類等の管理手順が徹底されていなかったことから、所内の全職員に対し管理手順の再確認とその徹底の指示を行い、再発防止に努めてまいります。

また、関東信越厚生局においては、職員の意識向上を図るため、全職員を対象に改めて個人情報の取扱いに係る教育の徹底及び個人情報管理の重大性についての周知徹底を行ってまいります。